農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想（案）

令和８年１２月

中種子町

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２　農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２の２　農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・８

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか，農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・ 11
１　農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
２　本町が主体的に行う取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
３　関係機関との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
・・11

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・・ 12
２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
１　農業経営基盤強化促進法（以下，「法」という。）第 18 条第１項の協議の場の設置の方法，法第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
２　農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業・・・・・・・・・・・・・・・・14
３　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

４　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
５　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項　・・ 17
６　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項　・・・・・・・・・・・17
７　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・ 18

第６　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　中種子町は，鹿児島市の南１１９㎞，本土最南端佐多岬から４０㎞の太平洋上に浮かぶ種子島の中央に位置する。

面積は１３７．１８平方㎞で，地勢は比較的平坦な丘陵地帯が広がっている。東は太平洋の黒潮の影響をうけ温暖で，園芸や果樹栽培に適した気候であり，中央地域から西海岸は冬の季節風の影響を強く受ける。

中種子町では，その立地条件に対応した土地利用型農業が展開され，さとうきびを中心とした，さつまいも等との輪作体系が確立している。特に，さとうきびの梢頭部を粗飼料とした肉用牛の生産との複合経営農家が多く，肉用牛の生産が盛んである。

中種子町担い手育成総合支援協議会による担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）（注 1）育成及び集落営農の組織化を推進し，農業公社等の地域農業システム化による限られた人的資源の最大活用を図る。

また，園芸等の高収益性の作物を担い手農家を中心に導入して産地化を図り，農業生産展開の基礎となる農業振興地域整備計画に則した優良農地の確保と担い手農家への集積を計画的に推進するとともに、少子高齢化に伴う人手不足への対応として、スマート農業を推進し、農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」への対応を進め、持続可能な農業・農村の実現を図っていく。

２　中種子町の農業構造については，早くから土地利用型農業の展開をめざし，昭和４０年代から土地基盤整備事業に着手し，令和７年度までに２，９３８ｈａの圃場整備がなされ土地利用型農業の基盤は整備された。しかし，全国の農村と同様に，少子化や若い労働力の都心への流出に伴う農　業の担い手不足と農業従事者の高齢化は本土以上に速く深刻化している。また，こうした中で，農地の資産的保有傾向が強く，安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが，最近になって兼業農家の高齢化が進み，機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方，農業就業人口の高齢化及び減少に伴って，農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について，一部荒廃農地となっており，近年増加傾向にあることから，これを放置すれば担い手の利用集積が遅れるばかりでなく，周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

３　中種子町は，このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に，農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう，将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし，効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は，中種子町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ，農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が，地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり３６０万円程度），年間総労働時間（主たる農業従事者１人当たり２，０００時間程度）の水準を実現できるものとし，また，これらの経営が中種子町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

４　中種子町は，活力に満ちた農村を築くために，その推進役となる新たに農業経営を営もうとする青年等を中心とした農業者を長期的視点にたって育成していくことが重要であることから，国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという目標や鹿児島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた年間２００人以上新規就農者を確保する目標を踏まえ，本町農業の持続的な発展に向け，年間３名以上の新規就農者の確保に努める。

また，青年層に農業を職業として選択してもらえるよう，将来（農業経営開始から概ね５年後）の農業経営の目標を明らかにし，新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていく。

具体的な経営の指標は，中種子町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ，農業経営において地域における他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者１人当たり２，０００時間程度）の水準を達成しつつ，農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の４割程度の農業所得）を目標とする。

５　中種子町は，将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して，農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として，意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず，中種子町は，隣接する西之表市・南種子町とともに，農業協同組合，農業委員会，鹿児島県等と連携し，集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため地域計画の実現に向けた，地域における話し合い活動による合意形成を基本に，担い手や高齢・小規模農家，農作業受託組織など地域の多様な農業者が参画し，地域の実態に応じた営農の姿を描き，それを実現していく「地域営農の仕組み」を更に充実する。更に，望ましい経営を目指す農業者や，その集団及びこれら周辺農家に対して中種子町担い手育成総合支援協議会が主体となって経営診断，経営改善方策の提示等を行い，地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により，各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に，農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため，農地の流動化に関しては，土地利用調整を全町的に展開して集団化・連坦化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に，農用地の利用集積を進めるに当たっては，農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２条第２項）の積極的な活用を図り，地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落では，効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて，地域計画による地域での話　合いと合意形成を促進するため，農用地利用改善団体の立を目指す。また，地域での話合いを進めるに当たっては，法第 12 条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第 14 条の４第１項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。），将来法人化して認定農業者になることも見込まれる集落営農（平成 26 年 9 月 24 日付け 26 経営第 1650 号農林水産省経営局長通知「担い手及び農地利用の実態に関する調査の実施について」に規定する「集落営農経営」に加え，基本構想水準到達者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ，認定農業者の育成，集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に，認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては，特定農業法人制度及び特定農業団体制度（法第２３条第４項に規定する特定農業法人及び特定農業団体を言う。以下同じ。）の普及啓発に努め，集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を　促進するため，農用地利用改善団体を設立するとともに，特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導，助言を行う。

さらに，このような農地貸借による経営規模拡大と併せて，農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし，公益財団法人種子島農業公社と連携を密にして，農地貸借の促進と町内の生産組合との農作業受委託の促進が一体となって，意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また，併せて集約的な経営展開を助長するため，鹿児島県等の指導の下に，既存施設園芸の作型，品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また，生産組織は，効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に，農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており，オペレーターの育成，受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに，その経営の効率化を図り，体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に，中山間地域等においては，農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り，当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

なお，町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については，農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場への参加を呼びかける等，女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに，効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家，生きがい農業を行う高齢農家，土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ，地域資源の維持管理，農村コミュニティの維持が図られ，地域全体としての発展に結びつくよう，効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず，その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について，理解と協力を求めていくこととする。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度，法第 14 条の４第１項の青年等就農計画の認定制度については，両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ，農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと，その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし，中種子町が主体となって，関係機関，関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに，地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者・認定新規就農者にも十分配慮し，事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう，事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

6　中種子町担い手育成総合支援協議会が主体となって，認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者，認定新規就農者，生産組織等を対象に，経営診断の実施，先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

特に，大規模畜産を目指す農業経営においては，適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため，農協の融資担当者等による資金計画に係る研修，濃密な指導を実施する。

なお，農業経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者に対しては，その経営の更なる向上に資するため，当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行い，青年等就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者に対しては，その経営の確立に資するため，就農状況を点検し，農業経営改善計画の作成指導や経営指導等のフォローアップを行い，円滑に認定農業者に移行できるよう誘導する。

（注 1）　「担い手（効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む農業経営）」とは，認定農業者，認定新規就農者，集落営農，基本構想水準到達者を指す。

第２　農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

本基本構想第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として，現に中種子町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ，中種子町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

［個人経営体］

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび複合型	〈作付面積等〉 さとうきび 春植　2.5ha 株出　5.0ha 原料用さつまいも 2.5ha 生産牛　10頭	〈資本装備〉 トラクター　３台 ケーンハーベスタ（共同利用） 畜舎･圃場の集団化 ・マルチ栽培拡大	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
たばこ専門型	〈作付面積等〉 たばこ　3.3ha	〈資本装置〉 ・トラクター 管理作業車 マルチャー 〈その他〉 ・芽かぎの重労働を解消する完全共同育苗と共同乾燥による省力化と品質向上 ・機械化体系の確立による省力化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
野菜複合型（１）	〈作付面積等〉 ｽﾅｯﾌﾟｴﾝﾄﾞｳ 0.18ha ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ 0.20ha さとうきび 春植　2.5 ha 株出　5.0 ha	〈資本装備〉 軽トラック　１台 トラクター　１台 管理機　１台 ライムソワー１台 野菜移植機　１台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

野　菜 複合型 （2）	〈作付面積等〉 ブロッコリー1.5ha バレイショ 0.2ha 原料用さつまいも 2.0ha さとうきび 春植　1.5ha 株出　3.0ha	〈資本装備〉 軽トラック　1台 トラクター　1台 管理機　1台 マルチャー　1台 野菜移植機　1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
花　き 複合型	〈作付面積等〉 レザーリーフファン 0.1ha さとうきび 春植　2.5ha 株出　5.0ha	〈資本装備〉 ハウス　10a 灌水施設 被覆施設 保温施設 軽トラック さとうきびは公社に委託する。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
花　き 専門型 （1）	〈作付面積等〉 レザーリーフファン 0.53ha	〈資本装備〉 ハウス　55a 灌水施設 被覆施設 保温施設 軽トラック	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
花　き 専門型 （2）	〈作付面積等〉 フェニックス ロベレニー　0.6ha	〈資本装備〉 木造作業場， 軽トラック　1台 トラクター　1台 動噴	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
果　樹 複合型	〈作付面積等〉 たんかん　1.0ha ぽんかん　0.5ha マンゴー　0.1ha さとうきび 春植　1.0ha 株出　2.0ha	〈資本装備〉 軽トラック　1台 トラクター　1台 ハウス　10a さとうきびは公社に委託する	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
茶専作 (荒茶加工)	〈作付面積等〉 茶樹園（成木園） 12.0ha （早生:40%） （中生:40%） （晩生:20%） 経営面積　12.0ha	〈資本装備〉 荒茶加工施設（煎茶），常用型摘採機，常用型防除機，常用型複合管理機，防霜ファン，スプリンクラー	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
酪 農 専 門 型	〈飼養頭数〉 常時経産牛 80 頭 育成牛　　40 頭 〈作付面積等〉 飼料作物 14ha	〈資本装備〉 搾乳牛 トラクター２台， ｺｰﾝﾊｰﾍﾞｽﾀ，ﾛｰﾙﾍﾞｰﾗｰ 〈その他〉 フリーストール施設の導入 通年サイレージ給与体系の確立 平均分娩間隔 13 ヶ月（平均産次 3.5 産） 年間一頭当たり乳量 9,000kg 農業従事者２名	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
繁殖牛 複合型	〈飼養頭数〉 生産牛　25 頭 育成牛　5 頭 〈作付面積等〉 さとうきび 春植　2.0ha 株出　4.0ha 原料用さつまいも 1.6ha	〈資本装備〉 トラクター，畜舎，飼料作物収穫機械１式 〈その他〉 １年１産の実践 自給飼料作物の確保 つる切りマルチ処理機 圃場の集団化 優良種苗の導入 農業従事者２名	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
繁殖牛 専門型	〈飼養頭数〉 生産牛　70 頭 育成牛 13 頭 〈作付面積等〉 飼料作物 14ha	〈資本装備〉 トラクター，畜舎，飼料作物収穫機械 1 一式 〈その他〉 １年１産の実践 自給飼料作物の確保 農業従事者２名	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定の締結に基づく給料制，休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

（注２）個人経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において，その前提となる労働力構成については，ここでは，標準的な家族農業経営を想定して，主たる従事者 1 人，補助従事者 1～2 人として示している。

［団体経営体］（３戸で１組織）

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
さとうきび 複 合 型 生産組合	〈作付面積等〉 さとうきび 春植　　5.1ha 株出　　10.2ha 原料用さつまいも 5.1ha 〈経営面積〉 20.4ha	〈資本装置〉 トラクター 作畦マルチ施 同時処理機 いもハーベスタ (収穫) ｹｰﾝﾊｰﾍﾞｽﾀ つる切り マルチ処理機 （共同利用） ・３戸以上の担い手農家の生産組織 ・農地の集団化 (30a 以上) ・さとうきび収穫期間中は収穫作業受託 主たる農業従事者 ３名	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため，自己資本の充実を図る。 ・経理の一元化	・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

（注３）団体経営体とは，複数の個人又は世帯が，共同で農業を営むか，又はこれと併せて農作業を行う経営体であって，その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を得る者（例えば，農事組合法人，株式会社等の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。

第２の２　農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

本基本構想第１に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の効率的かつ安定的な農業経営の指標として，現に中種子町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ，中種子町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

［個人経営体］

（農業経営の指標）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび専門型	〈作付面積等〉 さとうきび 収穫　5.5ha 新植夏植え　0.8ha 採苗　0.3ha 〈経営面積〉6.6ha	〈資本装備〉 ﾄﾗｯｸ，ﾄﾗｸﾀｰ，ﾛｰﾀﾘｰｶﾙﾁ，株揃機，根切り排土機，株割機他 ＜その他＞ 主従事者２人を想定した 経営面積 適期管理作業	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・作業の効率化 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・休日制の導入
繁殖牛専門型	〈飼養頭数〉 成牛　20頭 育成牛　4頭 〈経営面積〉 飼料畑　4.8ha 施設用地面積600㎡	〈資本装備〉 トラック，トラクター，畜舎，飼料作物収穫機械一式 〈その他〉 １年１産の実践 自給飼料作物の確保 農業従事者２名	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・作業の効率化 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・休日制の導入
花き専門型	〈作付面積等〉 レザーリーフファン　0.25ha 〈経営面積〉 0.25ha	〈資本装備〉 ハウス，灌水施設，被覆施設，保温施設，軽トラック 〈その他〉 周年安定出荷 採葉率の向上	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・作業の効率化 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・休日制の導入

土地利用 複合型	〈作付面積等〉 さとうきび 春植　　1.5ha 株出　　3.0ha 早期水稲　1.0ha 澱粉用さつまいも 2.0ha 〈経営面積〉 7.5ha	〈資本装備〉 農機具格納庫，トラック，トラクター，ロータリーカルチ ＜その他＞ 適期管理作業	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・作業の効率化 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・休日制の導入
さとうきび 生産牛 複合型	〈飼養頭数〉 生産牛　　30頭 〈作付面積等〉 さとうきび 春植　　1.0ha 株出　　2.0ha 原料用さつまいも 1.5ha 飼料作物　6.0ha 〈経営面積〉 10.5ha	〈資本装備〉 ﾄﾗｯｸ，トラクター 畜舎，飼料作物収穫機械１式 〈その他〉 １年１産の実践 自給飼料作物の確保，圃場の集団化 優良種苗の導入	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・作業の効率化 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・休日制の導入
野 菜 複合型(1)	〈作付面積等〉 ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ　0.6ha 青果用さつまいも 0.8ha 〈経営面積〉 1.4ha	〈資本装備〉 軽トラック，トラクター，植付機，畝立マルチャー，茎葉処理機，掘取機，育苗ハウス 〈その他〉 土づくり・防風垣の徹底・適期植付・適期収穫・土壌消毒の徹底・ウイルスフリー苗導入 （品質向上） 生産コストの低減	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・作業の効率化 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・休日制の導入

野 菜 複合型(2)	〈作付面積等〉 スナップエンドウ 0.15ha オクラ（トンネル） 0.1ha 青果用さつまいも 0.4ha 〈経営面積〉 0.65ha	〈資本装備〉 トラクター，ロータリー,動噴，管理機，堀取機，茎葉処理機，選果場,貯蔵庫 ，機械格納庫 ＜その他＞ 土づくり・防風垣の徹底 土壌消毒の徹底 生産コストの低減	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・作業の効率化 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・休日制の導入
野 菜 複合型(3)	〈作付面積等〉 スナップエンドウ 0.15ha ブロッコリー 0.6ha 青果用さつまいも 0.4ha 〈経営面積〉 1.15ha	〈資本装備〉 トラクター，ロータリー，動噴，管理機，堀取機，茎葉処理機，選果場，貯蔵庫 機械格納庫 〈その他〉 土づくり・防風垣の徹底・土壌消毒の徹底・生産コストの低減	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・作業の効率化 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・休日制の導入
さつまいも 複合型	〈作付面積等〉 原料用さつまいも 5.0ha 青果用さつまいも 0.5ha バレイショ 0.5ha 〈経営面積〉 6.0ha	〈資本装備〉 トラック,トラクター,畝立マルチャー,茎葉処理機 掘取機，育苗ハウス 〈その他〉 ウイルスフリー苗導入（品質向上） 土づくりの徹底	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施。	・作業の効率化 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・休日制の導入

（注４） 個人経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において，その前提となる労働力構成については，ここでは，標準的な家族農業経営を想定して，主たる農業従事者１人として示している。なお，茶専門型，酪農専門型は，第２の指標と同様とする。

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか，農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１ 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である安納いもなどの農畜産物を安定的に生産し，本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため，生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため，認定農業者制度，認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに，熊毛支庁や種子屋久農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また，新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため，これらの青年等に対する就農情報の提供，先進的な法人経営等での実践的研修の実施，青年等就農計画の認定・フォローアップ，認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進，認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に，農業従事者の安定確保を図るため，農業従事の態様等の改善，家族経営協定締結による就業制，休日制，ヘルパー制度の導入，高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて，本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け，職業としての農業の魅力等を発信するとともに，雇用されて農業に従事する者，定年退職後に農業に従事する者，他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人に対して，地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供，研修の実施，交流会の実施等の支援を行う。

２ 本町が主体的に行う取組

本町は，新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて，熊毛支庁や種子屋久農業協同組合など関係機関と連携して，就農等希望者に対する情報提供，住宅の紹介や移住相談対応等の支援，農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施，必要となる農用地等のあっせん，資金調達のサポートを行う。

また，新たに農業経営を始めようとする青年等が，本基本構想に基づく青年等就農計画を作成し，青年等就農資金，経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら，確実な定着，経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに，青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては，引き続き農業経営改善計画の策定を促し，認定農業者へと誘導する。

３　関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は，熊毛支庁，農業委員会，種子屋久農業協同組合等の関係機関と連携しつつ，町が全体的な管理・推進を行いながら，就農等希望者への情報提供や相談対応，研修の実施，農用地等のあっせん，就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 県農業会議，県農地中間管理機構，農業委員会は，新たに農業経営を開始しようとする者に対して，農地等に関する相談対応，農地等に関する情報の提供，農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では，農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり，コミュニティづくりを行う。

４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため，種子屋久農業協同組合等の関係機関と連携して，経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め，本町区域内において後継者がいない場合は，熊毛支庁及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに，新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター，

県農地中間管理機構，農業委員会等の関係機関と連携して，円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本基本構想第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標を次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備　　考
７０％（令和１７年度）	

また，町内において策定された地域計画の実現に向けて，効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため，担い手間の調整やほ場整備等を行い，地域振興公社による農地中間管理事業及び特例事業を通じて，県，町，農業委員会等の関係機関・団体が連携して，農用地の利用調整に取り組み，分散錯圃の状況を解消し，担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

特に，中山間地域や担い手不足の地域では，地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため，その他の多様な経営体など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め農業を担う者への農地利用の促進を図る。

（注５）　1.　「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積」は，担い手の地域における農用地利用面積で，農地中間管理事業による借り入れ農地のほか自己所有農地，農作業受託面積の合計面積。

2.　上記数値の目標年次は，県基本方針と同じ令和１７年度とする。

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため，中種子町担い手育成総合支援協議会を活用し，関係機関及び関係団体との緊密な連携の下，地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ，地域の地理的自然的条件，営農類型の特性，農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえ，その他農用地の効率的かつ総合的な利用の取組を促進する。

町，農業委員会，農地中間管理機構，種子屋久農業協同組合，土地改良区等の関係機関・団体が連携し，地域計画の策定を通じ，地域の合意形成を図りながら，面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより，団地面積の増加を図るとともに，担い手への農用地の集　積を加速する。

また，中山間地域や担い手不足地域では，地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため，その他の多様な経営体など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに，放牧利用や蜜源

利用，省力栽培による保全等の取組を進めることとする。

第５　農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

中種子町は，鹿児島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第６「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ，本町農業の地域特性，即ち，複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて，以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

中種子町は，農業経営基盤強化促進事業として，次に掲げる事業を行う。

① 農業経営基盤強化促進法（以下，「法」という。）第 18 条第１項の協議の場の設置の方法，法第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項
② 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業
③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については，各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下，各個別事業ごとに述べる。

１　農業経営基盤強化促進法（以下，「法」という。）第 18 条第１項の協議の場の設置の方法，法第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

⑴ 法第 18 条第１項の協議の場の設置の方法

ア．協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため，協議の場を設置する区域ごとに，農業委員，農地利用最適化推進委員などと開催時期を協議し設定する。

イ．開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては，本町広報紙への掲載やインターネットの利用等に加え，他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

ウ．参加者

農業者，町，農業委員，農地利用最適化推進委員，農業協同組合，農地中間管理機構，県，その他の関係者とする。

エ．協議すべき事項

協議の場において，地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑵ 法第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は，農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。同区域については，校区を基本単位を基本とし，農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し，農業上の利用が見込めず，農用地として維持することが困難な農用地については，粗放的な利用等も検討し，農用地の保全等を図る。

⑶ その他法第４条第３項第１号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

中種子町は，地域計画の見直しに当たって，県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同

組合等の関係団体と連携しながら，協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで，適切な進捗管理を行い，地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施し，必要に応じて随時変更することとする。

2　農地中間管理事業及び特例事業（以下「農地中間管理事業等」という。）の実施の促進に関する事項

⑴　中種子町は，中種子町の全域又は一部を区域として農地中間管理事業等を行う地域振興公社との連携の下に，農用地等の所有者，農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され，地域と一体となって農地中間管理事業を進める合意形成が行われるよう，農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

⑵　中種子町，中種子町農業委員会，種子屋久農業協同組合，中種子町土地改良区及び中種子町担い手育成総合支援協議会等は，農地中間管理機構が行う担い手への農地集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消を進めるため，農地中間管理機構に対し，情報提供，事業の協力を行うものとする。

3　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

⑴　農用地利用改善事業の実施の促進

中種子町は，地域計画変更のための集落や地域における話し合い活動による合意経営をもとに，地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため，地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

⑵　区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は，土地の自然的条件，農用地の保有及び利用の状況，農作業の実施の状況，農業経営活動の領域等の観点から，農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

しかしながら，例えば，水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合，遊休農地等のうち要活用農地に該当しないものがある場合など，土地の自然的条件，農用地の保有及び利用の状況，農作業の実施の状況，農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては，農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

⑶　農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は，(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための，作付地の集団化，農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

⑷　農用地利用規程の内容

①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
イ　農用地利用改善事業の実施区域
ウ　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
カ　その他必要な事項

② 農用地利用規程においては，①に掲げるすべての事項についての実現方策を明らかにするものとする。

⑸ 農用地利用規程の認定

① ⑵に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で，定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは，基本要綱第 4 号の認定申請書を中種子町に提出して，農用地利用規程について中種子町の認定を受けることができる。

② 中種子町は，申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは，法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており，かつ，申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 中種子町は，②の認定をしたときは，その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を中種子町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は，農用地利用規程の変更についても準用する。

⑹ 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① ⑸の①に規定する団体は，農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは，当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から，当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き，農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること，定款又は規約を有していることなど政令第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を，当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て，農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては，⑷の①に掲げる事項のほか，次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 中種子町は，②に規定する事項が定められている農用地利用規程について⑸の①の認定の申請があった場合において，農用地利用規程の内容が⑸の②に掲げる要件のほか，次に掲げる要件に該当するときは，⑸の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が⑵に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に，特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること，又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は，認定農業者と，特定農用地利用規程は，法第 12 条

第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

⑺　農用地利用改善団体の勧奨等

①　(5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は，当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは，その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ，著しく劣っていると認められる農用地について，当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には，その者)である当該認定団体の構成員に対し認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い，農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては，当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②　①の勧奨は，農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体

⑻　農用地利用改善事業の指導，援助

①　中種子町は，認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導，援助に努める。

②　中種子町は，(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが，農用地利用改善事業の実施に関し，熊毛支庁，農業委員会，農業協同組合，農地中間管理機構等の指導，助言を求めてきたときは，これらの機関･団体が一体となって総合的･重点的な支援･協力が行われるように努める。

4　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画における農業を担う者に農作業受託組織が位置付けられていることから，集落や地域における話合い活動の促進，農作業受託組織の育成，受託作業に必要な農業用機械・施設の整備等を推進する。

また，農作業受委託の推進に向けて，種子島農業公社による農作業受託料金の情報提供の推進や，農作業受託事業を実施する生産組織の育成，地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより，農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

⑴　農作業の受委託の促進

中種子町は，次に掲げる事項を重点的に推進し，農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

①　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

②　スマート農業等を用いる等の効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③　農作業，農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

④　農用地利用改善事業を通した農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

⑤　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託，さらには利用権の設定への移行の促進

⑥　農作業の受託に伴う労賃，機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

⑵ 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は，農業機械銀行方式の活用，農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じ

て，農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は，種子島農業公社と連携して調整に努めるとともに，農作業の受託を行う農業者の組織化の推進，共同利用機械施設の整備等により，農作業受委託の促進に努めるものとする。

⑵　農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は，農業機械銀行方式の活用，農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて，農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は，種子島農業公社と連携して調整に努めるとともに，農作業の受託を行う農業者の組織化の推進，共同利用機械施設の整備等により，農作業受委託の促進に努めるものとする。

５　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

中種子町は，効率的かつ安定的な経営を育成するために，生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため，人材育成方針を定めるとともに，意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実，先進的な法人経営等での実践的研修，種子島農業公社の保有農地を利用した実践的研修，担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また，農業従事者の安定的確保を図るため，他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし，休日制，ヘルパー制度の導入や，高齢者，非農家等の労働力の活用システムを整備する。

６　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

中種子町は，第１の４に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため，関係機関・団体との連携のもと，次の取り組みを重点的に推進する。

⑴　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

①　受入れ環境の整備

中種子町は，青年農業者等育成センターや熊毛支庁，種子屋久農業協同組合等と連携しながら，就農希望者に対し，町内での就農に向けた情報の提供を行う。また，町内の農業法人や先進農家などと連携して高校等からの研修やインターンシップの受入れを行う。さらに，種子島農業公社が将来にわたり本町における農業を支える人材を確保するため，平成２７年度から農業担い手育成研修事業を開始した。関係機関が連携し，新規就農者が円滑に就農できる環境を整備し，将来の中種子町を担う新規就農者の確保･育成に努める。

②　就農相談活動の充実強化

中種子町は，農業外又は町内外から意欲に満ちた人材を幅広く求めるため，公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会の就農アドバイザー等を活用した円滑な相談活動により体制づくりを行う。

③　農業高校との連携

中種子町は，農業高校における地域農業の特性に応じた専門的な知識及び技術の習得が図られるよう，農作業体験学習，優良農家への島内視察，農業大学校への体験入学等の活動に対する支援を行い，農業高校生の就農意識を向上させる。

⑵　新たに農業経営を営もうとする青年等の支援措置

中種子町は，地域の中心的な経営体として地域計画に位置付けられた認定新規就農者に対し新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）等や青年等就農資金の積極的な活用，関係機関との定期的な巡回及び指導農業士による研修等を行う。また，新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に就農できるよう，受入れ体制の整備を行うとともに，関係機関・団体と連携を図りながら，就農後も継続的に指導を行い，地域に貢献できる農業者となるよう支

援する。

⑶　関係機関の連携

中種子町は，青年等の就農促進に係る効率的な支援体制の整備を図るため，町農業委員会，種子屋久農業協同組合等との連携を図る。

7　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

⑴　農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

中種子町は，１から４までに掲げた事項の推進に当たっては，農業経営基盤の強化の促進に必要な，以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

①　中種子町は，農業生産基盤整備の促進や，野菜集出荷施設等の農業近代化施設の効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

②　中種子町は，農村の活性化を図り，農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

③　中種子町は，水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって，水稲作，転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積，とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

④　中種子町は，集落排水事業の実施を促進し，定住条件の整備を通じ，農業の担い手確保に努める。

⑤　中種子町は，地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては，農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

⑵　推進体制等

①　事業推進体制等

中種子町は，中種子町農業委員会，熊毛支庁，種子屋久農業協同組合，中種子町土地改良区，農用地利用改善団体，種子島農業公社，農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ，農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに，今後 10 年にわたり，第１，第４で掲げた目標や第２，第２の２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について，各関係機関･団体別の行動計画を樹立する。

また，このような長期行動計画と併せて，年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関･団体別に明確化し，関係機関が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②　農業委員会等の協力

中種子町農業委員会，種子屋久農業協同組合，中種子町土地改良区及び種子島農業公社は，農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう，中種子町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし，中種子町は，このような協力の推進に配慮する。

第６　その他

この基本構想に定めるもののほか，農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については，別に定めるものとする。

附則

この基本構想は，平成２２年５月１４日から施行する。

附則

この基本構想は，平成２４年３月２８日から施行する。

附則

この基本構想は，平成２６年９月３０日から施行する。

附則

この基本構想は，平成２８年１２月１２日から施行する。

附則

この基本構想は，令和３年１２月２４日から施行する。

附則

この基本構想は，令和５年９月２８日から施行する。

附則

この基本構想は，令和８年１２月〇日から施行する。